

開示手数料（第 25 条関係）

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施費用の額
一 文書又は図画	イ 用紙に複写したものの交付	A 三判以下の大きさの用紙一枚につき十円（カラーで複写したものについては四十円）
	ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X〇六〇六及び X 六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき七十円
	ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百二十円
二 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの交付	A 三判以下の大きさの用紙一枚につき十円（カラーで出力したものについては、四十円）
	ロ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X〇六〇六及び X 六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき七十円
	ハ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百十円

備考 一の項イ又は二の項イの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定し、A 三判を超える大きさのものについては、A 三判による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。